

県民の皆様へ

脳卒中や心臓病などの「循環器病」は、発症した方の生命や健康に重大な影響を及ぼす病気であり、心臓病は本県の死亡原因の第2位、脳卒中は第3位となっております。

また、本県の循環器病の死亡率は、年々減少傾向にはあるものの、全国下位の状況が続いており、県では、これまで「栃木県保健医療計画(7期計画)」や「とちぎ健康21プラン(2期計画)」などに基づき、循環器病の予防や早期発見・早期治療の推進、医療体制の整備など各種の循環器病対策に取り組んで参りました。

このような中、令和元(2019)年12月1日に「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」が施行され、令和2(2020)年10月27日に「循環器病対策推進基本計画」が閣議決定されました。

これらを踏まえ、県においては、循環器病対策の更なる充実を図るため、2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少を目指すことを全体目標とする「栃木県循環器病対策推進計画」を策定しました。

本計画では、全体目標の達成に向けて、「循環器病予防の取組の強化」、「循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実」、「循環器病患者等を支えるための環境づくり」、「循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備」の4つの柱を軸に、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進していくこととしております。

今後、市町や医療機関、医療保険者、関係機関等と連携を図りながら計画を着実に推進し、県民の皆様が生涯にわたって健康でいきいきと暮らすことができる社会の実現を目指して参りたいと考えておりますので、格別の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見・御提言を賜りました「栃木県脳卒中・心血管疾患対策協議会」及び各部会の委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました皆様に心から御礼申し上げます。

令和3(2021)年3月



栃木県知事 福田 富一